

○古河市特定非営利活動法人に係る関係書類の閲覧に関する要綱

平成24年3月30日

告示第78号

(目的)

第1条 この告示は、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）の規定に基づき、市が処理することとされた特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条第2項の規定による特定非営利活動法人に係る関係書類の閲覧（以下単に「閲覧」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第2条 閲覧の場所は、市の閲覧業務主管課の窓口等とする。ただし、市長が特に認めるときは、これを変更することができる。

(閲覧の日時)

第3条 閲覧の日時は、古河市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(閲覧の休止等)

第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、書類の整理その他必要があるときは、臨時に閲覧時間を変更し、又は閲覧を休止することができる。

(閲覧請求書)

第5条 閲覧をしようとする者は、閲覧請求書（別記様式）に住所、氏名、閲覧をしようとする書類の種類その他必要な事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(禁止行為)

第6条 閲覧をしようとする者は、閲覧に係る書類を汚損し、若しくは毀損し、又は閲覧の場所以外に持ち出してはならない。

(閲覧の中止又は禁止)

第7条 市長は、閲覧をする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を中止し、又は禁止することができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

請求者 住所
氏名

閲覧請求書

次のとおり特定非営利活動法人の書類を閲覧したいので、古河市特定非営利活動法人に係る関係書類の閲覧に関する要綱第5条の規定により請求します。

1 閲覧日 年 月 日

2 閲覧に係る法人名（閲覧する法人名を全て記入してください。）

--

3 閲覧書類名（該当する□にレ印を記入してください。）

設立認証申請中の法人	定款変更認証申請中の法人	一般の法人
<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 役員名簿 <input type="checkbox"/> 設立趣旨書 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 活動予算書	<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 活動予算書	<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 収支計算書 <input type="checkbox"/> 活動計算書 <input type="checkbox"/> 前事業年度の役員名簿 <input type="checkbox"/> 前事業年度の社員10人以上の名簿